

滋賀県工業用水道条例および滋賀県水道用水供給条例の一部改正について

1 改正の基本的な方針

(1) 経過

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）」が平成 24 年 8 月に公布され、平成 31 年 10 月 1 日から消費税および地方消費税の税率が引き上げられることから、工業用水道事業および水道用水供給事業の給水料金の改定を行います。

(2) 改正方針

平成 31 年 10 月 1 日からの消費税率引上げ（8%→10%）に伴い、給水料金について円滑かつ適切な転嫁を講じることとします。

2 施行日

平成 31 年 10 月 1 日

3 影響額〔増税(2%)分相当額〕

- ・ 工業用水道事業 + 9, 217 千円
- ・ 水道用水供給事業 + 44, 088 千円

4 経過措置の取扱い

工業用水道事業の平成 31 年 10 月分の料金については、一部 9 月分の使用水量に基づく料金が含まれるため、国が規定する経過措置が適用され、旧税率（8%）が適用されます。